

定 款

合同会社



定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、合同会社 [REDACTED] と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
2. 介護保険法に基づく要支援、要介護の認定調査及び申請代行業
3. 高齢者及び幼児の交流を図る場の提供に関する業務
4. 介護者に対する研修、講習及び教育に関する業務
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を [REDACTED]
に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 社 員

(社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価額)

第5条 社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

(住 所) [REDACTED]

(氏 名) [REDACTED]

(出資の目的) 金銭

(出 資 額) [REDACTED]

(社員の責任)

第6条 当社の社員は、すべて有限責任社員とする。

(加入)

第7条 新たに社員を加入させるには、総社員の同意を要する。

(退社)

第8条 社員は、総社員の同意により退社することができる。ただし、やむを得ない理由があるときは、各社員は、いつでも退社することができる。

(利益の配当)

第9条 当会社の利益の配当の割合は、各社員等しいものとする。

(残余財産の分配)

第10条 当会社の残余財産の分配の割合は、各社員等しいものとする。

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行)

第11条 当会社の業務は、社員が執行する。

(代表社員)

第12条 当会社の代表社員は、業務執行社員である[REDACTED]とする。

第4章 計 算

(事業年度)

第13条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第5章 附 則

(最初の事業年度)

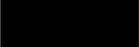
第14条 当会社の最初の事業年度は、平成28年2月29日までとする。

(会社成立後の資本金の額)

第15条 当会社の成立後の資本金の額は、円とする。

(定めのない事項)

第16条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法及びその他関係法令の規定によるものとする。

以上、合同会社設立のため、社員の定款作成代理人である司法書士法人は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成27年4月9日

社員



定款作成代理人



司法書士法人



代表社員

